



飼養衛生管理基準のポイント 第31号

令和3年11月17日

～ Ⅲ-27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」です。

(基準本文)

27 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓を行って、敷地を定期的に消毒すること。

気をつけてはいるんだけど、忙しいとなかなかねえ・・・

ふむ。生産に直接関係ない“片付け”は後回しになる農場がよくあるようじゃな。気持ちはわかるが、**野生動物を減らすためには、整理整頓は重要**じゃぞ。特に、不要資材は早めに処分するんじゃよ。

それから、使用中の資材も“**使う前に消毒するから**”と置きっぱなしの農場が多いようじゃが、**外で保管する資材を消毒するのは、“病原体を農場敷地内から減らすこと”が目的**なんじゃよ。定期的にきれいにし、**見えない敵と戦うんじゃ!**

ふ～ん。で、“定期的”って、どの位の頻度ですればいいの？

農場の環境や季節、場所によっても違うじゃろうな。“このぐらいの頻度ならいい”とはいえんが、第26号でも話したように、“**汚れたらやる”、“手が空いたらやる”、“気づいたらやる”**じゃ、**長期間実施されなかったり、担当者によってされなかったりする**じゃろ。

そういう事にならないようにするのが“定期的”の一つのメリットだとは思わんかな？

確かにね...。そのための時間をきちんと設けた方がよさそうだね。

